

平成17年6月24日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

株式会社トラスト

代表取締役社長 バーグ ステファン クロスビー

第17期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第17期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第17期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）営業報告書報告の件

本件は、上記営業報告書の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第17期（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、利益配当金は1株につき上場記念配当（400円）を含む700円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第2章 株 式 (新 設)	第2章 株 式 <u>(取締役会決議による自己株式の買受け)</u> <u>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買受けることができる。</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(名義書換代理人) 第6条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社に於いてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人) 第7条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理</u>、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い等株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社に於いてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) 第7条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類及び株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理</u>、株券喪失登録の手続き、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料については、取締役会に於いて定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主 (<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ</u>) をもって、その決算期に関する定時株主総会に於いて権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第9条 〱 (条文省略) 第13条 第4章 取締役、監査役及び取締役会 (員数) 第14条 当社の取締役は10名以内とし、監査役は4名以内とする。 (選任方法) 第15条 取締役及び監査役は、株主総会に於いて選任する。 2. 取締役及び監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (任期) 第16条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 4. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 第17条 〱 (条文省略) 第22条 (報酬及び退職慰労金) 第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>第10条 〱 (現行どおり) 第14条 第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第15条 当社の取締役は10名以内とする。 (選任方法) 第16条 取締役は、株主総会に於いて選任する。 2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3. (現行どおり) (任期) 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除) 2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。 (削除) 第18条 〱 (現行どおり) 第23条 (報酬及び退職慰労金) 第24条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>

変 更 前	変 更 後
(新 設)	<u>第5章 監査役及び監査役会</u>
(新 設)	(員 数) <u>第25条 当会社の監査役は4名以内とする。</u>
(新 設)	(選任方法) <u>第26条 監査役は、株主総会に於いて選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u>
(新 設)	(任 期) <u>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>
(新 設)	(常勤監査役) <u>第28条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。</u>
(新 設)	(監査役会) <u>第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>
(新 設)	(報酬及び退職慰労金) <u>第30条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u>
第5章 計 算	第6章 計 算
第24条 ┆ 第27条	第31条 ┆ 第34条
(条文省略)	(現行どおり)
(新 設)	附 則 <u>第17条の規定にかかわらず、平成16年6月24日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は従来どおり2年とする。なお、本附則は、平成18年3月期に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</u>

- 第3号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第4号議案** 取締役2名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役にバーグ ステファン クロスビー、オラフ スヴェンソンの各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案** 監査役3名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に斎藤脩、柴田和範、鹿倉祐一の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第6号議案** 会計監査人選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人に新日本監査法人、公認会計士磯部徹氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第7号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり、本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任いたしましたハナ ジェームス アンソニー、ローソン スコット ジェームス、オラベッツ ベーラの各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任することで承認可決されました。
- 第8号議案** 第三者割当による新株予約権発行の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

以 上

代表取締役社長の選任について

本総会終了後開催の取締役会におきまして、代表取締役社長にバーグ ステファン クロスビー氏が選任され、就任いたしました。

配当金のお支払について

第17期配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」をご覧のうえ払渡期間中（平成17年6月27日から平成17年7月29日まで）にお近くの郵便局でお受取りください。また、振込先をご指定の方には、「利益配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしますのでご確認ください。

